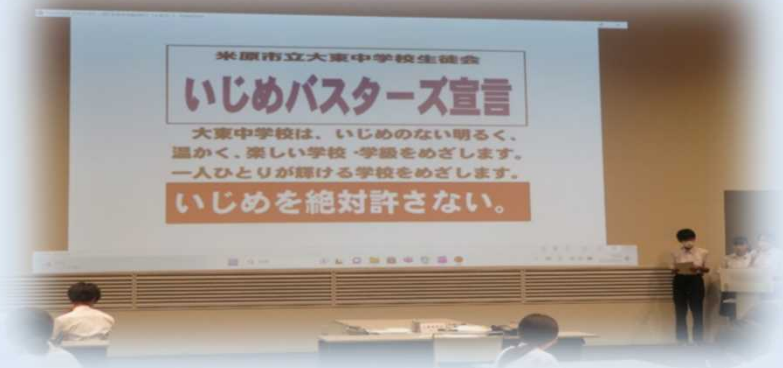
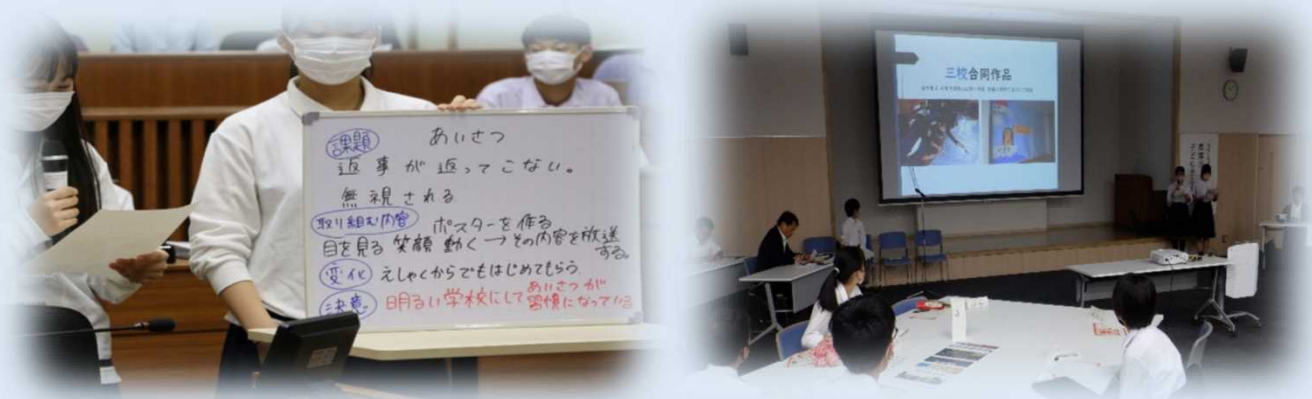


学校教員向け

# いじめ対応 リーフレット



市町でのいじめ防止の取組(サミット等)

## いじめ防止のための「滋賀県宣言」

- いじめに対する3つの心  
～強い心、優しい心、賢い心～
- 認め助け合おう みんなの個性
- SNSつくるもつかうも同じ“人”  
～あなたには画面の奥が見えますか?～



いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題です。未然防止、早期発見、そして早期かつ適切な対処が重要です。すべての子どもが安心して学校生活を送れるようにすることは、我々の責務です。

令和6年4月改訂  
滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 児童生徒室

# I 基本的な考え方

## こんなことありませんか？

AはBに嫌な思いをさせたみたいやけど、Aは謝ったし、もういいかなー

あの件はたいした事ないし主任への報告は…いらんやろー

CへのSNS上での悪口は消去させたはずやし…大丈夫やろー

こうしよう！

こうしよう！

こうしよう！

「いじめ」という言葉を使わず指導も可能！ただ、いじめの疑いがあるので組織には報告が必要！

いじめの問題に関わらず何かあれば報告・連絡・相談は基本！

学校での対応の限界を理解し、消去せず、画面を警察に見てもらい対応を相談！

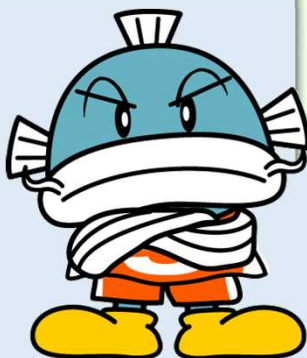
### いじめ防止対策推進法(第2条)より

- ①加害・被害に**一定の人的関係**がある。
- ②心理的または物理的な**影響を与える行為**がある。
- ③対象児童生徒が**心身の苦痛**を感じている。

①②③のすべてに当てはまれば「いじめ」として認知

※被害児童生徒の立場に立つことが大切なため**加害側の主観的な事情は考慮しません**。なお、いじめの認知の判断は学校の**いじめ対策組織**で行います。

個人で勝手に判断しないこと。認知漏れで後で大きなトラブルになるケースが見受けられます！



- ・「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応により「いじめの解消」を目指す
- ・児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動を推進

【滋賀県いじめ防止基本方針より】

まずは、いじめが**起こりにくい、許さない**学校づくりが重要です！

確認！

その上で、**見逃し**はありませんか？

**組織に報告、組織で対応**していますか？

学校での**対応の限界**を理解していますか？

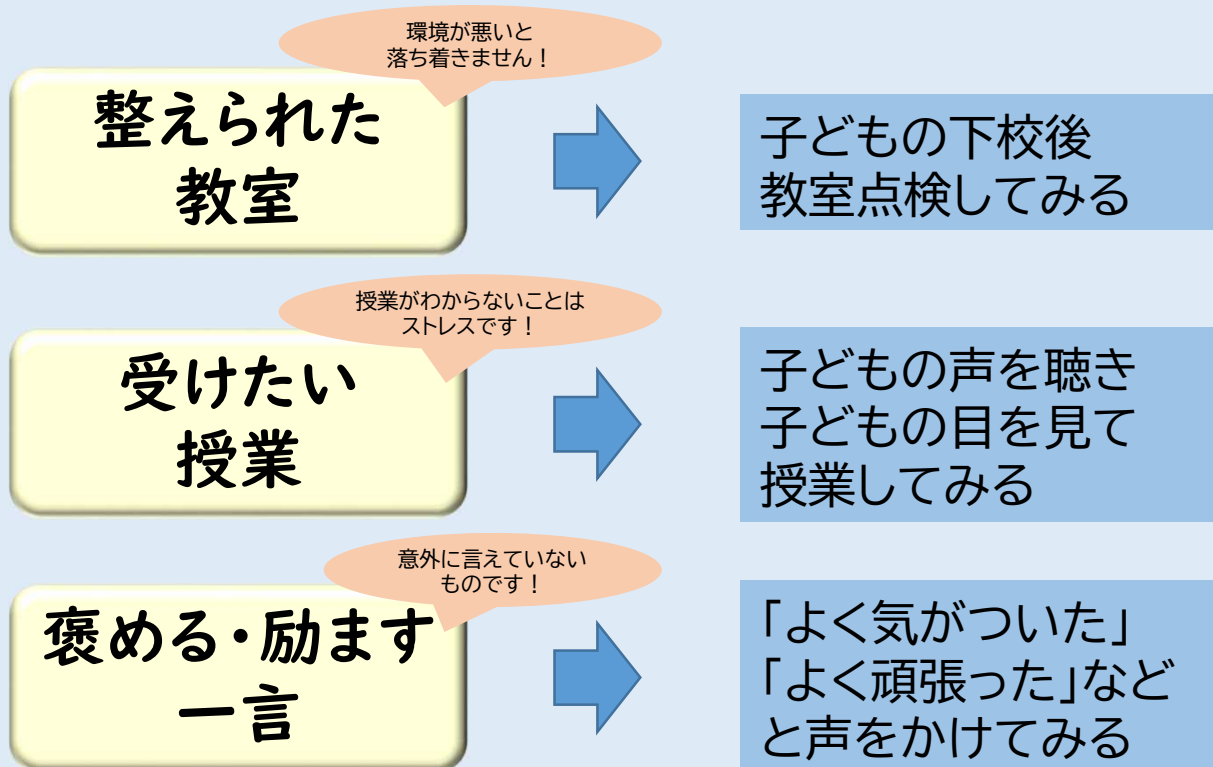
## Ⅱ 発達支持的生徒指導

# 子どもにとって学級・学校は・・・

- ・安心して生活できる場所
- ・相談しやすい雰囲気がある
- ・いじめを訴えやすい雰囲気がある



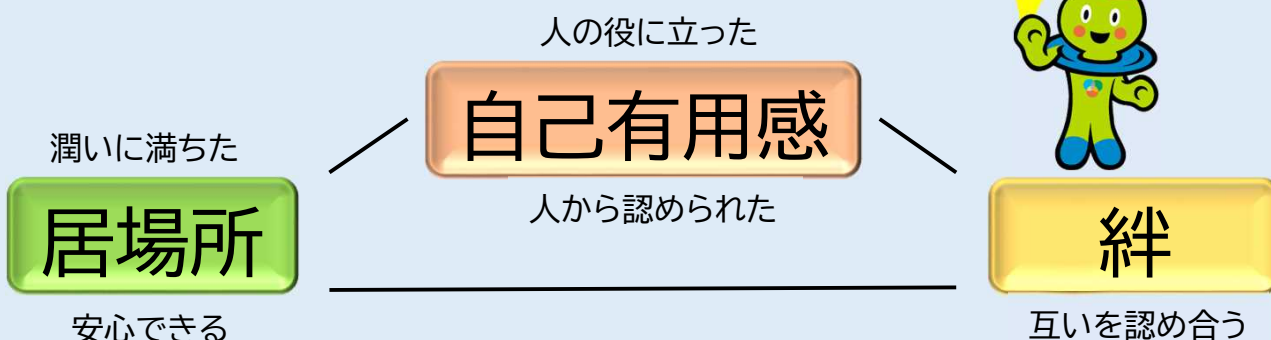
### 教員ができることの再確認



日頃から子どもの様子を観察し、  
子どもの頑張りを具体的に褒め、評価することが大切です！

学級・学校での「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」に  
繋がるような授業や学級活動等を進めていきます。

子どもの活動が  
増えるように  
取り組みます！



## Ⅲ 課題未然防止教育



### 彦根 虹のかけ橋プロジェクト

「認めようみんなの個性 つなげよう笑顔のピース」

7中学校の共通取組 みんなでするあいさつ  
～される側からする側へ～



#### 各生徒会

- ・あいさつ運動
- ・各校のいじめ防止活動
- ・プロジェクトのPR(交流会の内容を校内に広める)

各校での生徒会活動

提案

報告

### 市町の取組

#### 虹のかけ橋プロジェクト

- ・スローガンの決定
- ・共通取組決定
- ・いじめ防止のための動画作成
- ・にじかけスマホ宣言



いじめについて考える模擬会義

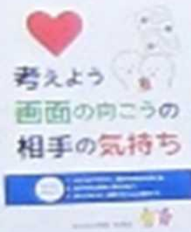
いじめのない「まち」をめざして  
みんなで一緒に考える

### 全国いじめ問題子供サミット

(テーマ) 「いじめ」って何？  
～私たちが考える「いじめ」について知らなきゃいけないこと～

全体交流では、いじめ問題に対応するために必要なことは何か等を話し合った。

改めていじめ問題について  
本気で向き合う  
全国の取組を知る



学校での取組をオンラインで発表

### 各学校で行われている取組

(滋賀県いじめ問題生徒会サミットより)

- ・月に1度のアンケート実施
- ・アンケート結果を全校に周知
- ・文化祭でのいじめ対策の発表
- ・見守りパトロール
- ・いじめゼロ宣言
- ・SNSに関する劇
- ・地域貢献活動
- ・清掃活動
- ・人形劇
- ・学級ルール の 掲示
- ・意見箱の設置
- ・いじめ防止ビデオ

## Ⅳ 課題早期発見・対応

気になる子どもや保護者の声



言わんとすると  
約束したのに...

学校の対応が遅い

あれからもずっと嫌  
な思いをされていて...

先生に相談したの  
に何も連絡がない

子どもから聞いた  
話と違う

こうならないために...

暴力、けんか等  
いじめが疑われる行為を発見

【被害者に対して】	【関係者に対して】
① 安全を確保	行為を制止
② 組織に報告・情報共有・対応協議・記録開始	
③ 聞き取り	聞き取り
④ 保護者に報告	
⑤ 本人・保護者に意向確認	
⑥	保護者に報告
⑦	指導
⑧ 本人・保護者に報告	
⑨	保護者に助言
⑩	支援・見守り
⑪ 保護者へ経過報告	
⑫ 本人・保護者に解消確認	

本人からいじめ  
被害の相談を受けた

【被害者に対して】	【関係者に対して】
話を傾聴	
② 組織に報告・情報共有・対応協議・記録開始	
③ 保護者に報告	
④ 本人・保護者に意向確認	
⑤	聞き取り
⑥	保護者に報告
⑦ 本人・保護者に意向確認	
⑧	指導
⑨ 本人・保護者に報告	
⑩	保護者に助言
⑪	支援・見守り
⑫ 保護者へ経過報告	
⑬ 本人・保護者に解消確認	



解消している状態とは・・・

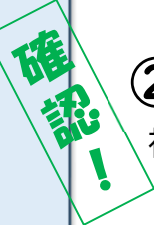
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認します

解消までの期間も定期的な子どもへの声掛け、保護者との連携は必要。何よりも子どもの成長支援を！

※解消確認の時には、

「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「どのようにして」を記録・保管します！



## V 関係機関連携

警察に相談が必要な「いじめ」の疑い

- ・法に触れる疑いがある
- ・インターネット上に関するもの

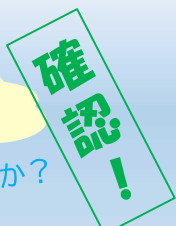
誹謗、中傷、命に係わること  
暴力、脅迫、金銭関係等・・・

まずは相談！相談は早い方が良い！

疑いの段階で、証拠となる画面を持参し、警察に対応方法等を相談します！

日頃からの関係づくり  
は必要です！

警察へ足を運んでいますか？



警察へ相談に行く前に確認しておく必要があること

- ・警察署への事前連絡
- ・相談に関する客観的事実
- ・インターネット上に関することは証拠となる画面
- ・困っている内容
- ・今考えている学校の対応方針

## VI 困難課題対応的生徒指導（重大事態への対処）

ある中学校での出来事

(1学期)  
中1のAはバイ菌扱いされたりしたことから6月から登校できず不登校となった

(学校)  
・いじめを認知し対処した  
・家庭訪問はした

いじめにより  
30日以上欠席が...



休みが続いた時に、  
もっと危機意識が  
あれば...

(2学期)  
11月に登校したが、ノートに落書きされ、通りすがりに背中を蹴られたりしていた

(学校)  
・担任は把握できず

えーっ...  
10万円もの  
お金ですが...

(3学期)  
1月のある日曜日に、他の生徒たちと大型スーパーへ行き、食事代、交通費、ゲーム代(10万円)をすべて払わされた

(学校)  
・Aと保護者からいじめ被害の訴えがあり対処した  
・弁償は保護者に一任した  
・警察には相談しなかった

Aは再び不登校となり、卒業まで全く登校しなかった。

このようなことが起きないように、本来なら...

いじめによる6月からの欠席が続いた時点で、**不登校重大事態**が発生したものとして対応すべき！

さらに、高額な金銭的な被害があるので、**生命心身財産重大事態**ともなり、警察へ相談することも必要。

重大事態とするかは、学校又は学校の設置者が判断。

### いじめ防止対策推進法(第28条)より

①いじめにより、**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い**があると認めるとき

#### 生命心身財産重大事態

<想定されるケース>

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

警察への相談  
も検討

②いじめにより、**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い**があると認めるとき

#### 不登校重大事態

相当の期間とは**30日**を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には30日未満でも重大事態として対応する準備作業を行う必要がある

早めの対応  
が重要

※児童生徒や保護者がいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査を実施

重大事態の調査は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するためです！

確認！

※重大事態への詳しい対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)を参照してください。